

山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成23年1月17日(月)午後2時から

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員(敬称略)

内山 新吾(弁護士)

鍋山 祥子(山口大学経済学部准教授)

野村 和司(山口市市民安全部長)

古川 行男(山口地方裁判所長)

向野 剛(山口地方裁判所判事)

村重 理是(山口放送株式会社テレビ局次長兼テレビ編成部長)

森重 知之(弁護士)

吉村 眞理(山口県立大学看護栄養学部准教授)

(2) オブザーバー

民事首席書記官, 刑事首席書記官, 民事次席書記官, 簡裁庶務課長, 民事主任書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 会計課長, 総務課課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) 委員長あいさつ(古川委員長)

(2) 議題「市民に利用しやすい裁判所」

ア 簡易裁判所受付窓口における対応及び手続案内の実情について(民事次席書記官による基調説明)

イ 手続案内用DVD「あなたが選ぶ少額訴訟」視聴

ウ 少額訴訟手続について(民事次席書記官による基調説明)

エ 不動産競売物件情報サイト「BIT」について（民事主任書記官によるウェブサイト実演）

オ 庁舎見学（会計課長による案内）

カ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(3) 次回の意見交換のテーマについて

「開かれた裁判所～裁判所広報の在り方～」をテーマに意見交換を行うことになった。

(4) 次回開催日の決定

平成23年7月4日（月）午後2時

(別紙)

「市民に利用しやすい裁判所」意見交換要旨

(発言者：○学識経験者委員，△弁護士委員，□検察官委員，◇裁判官委員)

△ 庁舎見学の際，廊下の寒さが気になった。裁判所の利用者も気になるところだ
と思うので，冷暖房設備の状況についてお伺いしたい。

(事務局)

庁舎設備が古いこともあり，廊下周りについては，部屋からの暖かい空気が流
れていく程度である。待合室などには冷暖房が入っているので，来庁者に対して
は，待合室を利用するよう案内させていただいている。

△ 裁判所は暑かった，寒かったという話はよく聞くので，できるだけ配慮を願
いしたい。

△ 案内板は新しいものが設置されていたが，いつ頃設置又は改訂したものか。

(事務局)

2年くらい前に新館ができた際，案内板を全面的に作り直した。目的別の案内
板や部屋番号は，そのとき新たに設置したものである。

△ 案内板は，利用者の意見を踏まえ，改善等を行っていただきたい。

○ 庁舎1階の正面入口をに入って左にある待合コーナーと階段の間には，2階から
4階までの案内表示が設置されているが，1階の案内表示がなかったように思わ
れる。正面入口すぐ（風除室）には，確かに丁寧な案内板が設置されているが，
来庁者はすぐ通り過ぎてしまう場所だと思うので，庁舎の中にも1階の平面図な
り案内板があった方が分かりやすいのではないか。

○ エレベーターの位置が分かりにくいと思う。高齢者などのため，エレベーター
までの案内表示が必要ではないだろうか。

○ 今回の庁舎見学で初めて家庭裁判所がどこにあるか分かった。これまで中央の
階段を利用していたが，家庭裁判所への案内表示に全く気付かなかった。部屋の

配置等の問題で難しいのかもしれないが、何か配慮した方が良いのではないか。

- ◇ 御指摘のとおり、家庭裁判所の場所は迷う方も多く、職員が案内するケースが多いように感じている。案内表示についての御意見は、参考にさせていただきたい。
- 少額訴訟において利用される争いの内容としては、交通事故（物損）が比較的多いという説明であったが、そのうち、本人が申し立てたものはどれくらいあるのか。
- ◇ 簡易裁判所の民事訴訟事件で、平成21年から平成22年10月までの間に、弁護士が原告の訴訟代理人であった事件が30パーセント程度、司法書士が原告の訴訟代理人であった事件が25パーセント程度であった。
- 本人が申立てをした事件が半数近くあるということになるが、本人が申立てをする事件の種類には、どのようなものがあるのか。

（事務局）

貸金や売買代金などの比較的争点が限られている事件では、本人による申立てが多いように思われる。

- △ 簡易裁判所の民事訴訟で弁護士が訴訟代理人となる事件は、交通事故で保険会社から依頼されるものと、過払金返還請求訴訟がほとんどの割合を占めていて、一般的な少額訴訟では弁護士が訴訟代理人となるケースは少ないと思う。
- ◇ 裁判所としても、交通事故による損害賠償請求では、保険会社が弁護士に依頼しているケースが多いような印象がある。また、過払金返還請求訴訟は、ほとんどが金融業者からの借金の利率を利息制限法所定の利率に引き直したところ、返済につき過払いが生じていたというものであるが、これは近年、山口県内はもちろん、全国的にもかなりの数がある事件である。
- 少額訴訟などを利用する際、どういうときに弁護士に依頼し、どういうときに直接本人が申立てをするのが良く分からないので、本人が申立てをした実例を元にピアーアールしてみてもどうか。

○ 簡易裁判所や少額訴訟については、報道される機会も少なく、一般にはほとんど知られていないと思うので、子どもたちを対象にした広報の機会も必要ではないだろうか。先ほど庁舎見学で法廷前の開廷表を見たときに、弁護士委員から、今日は過払金返還請求という事件の期日が入っている、過払金返還請求とはどのようなものである、ということの説明していただいたが、このように裁判所を見学してもらい、実際にどのような手続が行われているかを子どもたちに知ってもらえば、今後、自分自身に身近なものとして裁判所を利用しやすく感じるのではないだろうか。

◇ 当庁で実施している裁判所見学ツアーでは、小、中学生や高校生などにも参加していただいているところである。

△ 一般市民は、トラブルなどで困ったとき、裁判所に行けば良いのか、弁護士に相談するべきなのか、あるいは行政機関の窓口に行くのか、そういったことに迷うと思うので、どの窓口でも適切なガイダンスを受けられる態勢が必要ではないだろうか。また、例えば、裁判所では各種手続のメニューを示すことはできるが、どのような請求ができるのか、どの手続を選択したら良いのか、勝ち目はあるのか、といったことは裁判所では教示できないので、弁護士に相談する必要があるといったことを、何か入口の部分で、裁判所と弁護士に相談した場合の違いが分かるようにしておけば、相談者も二度手間にならないと思うのだが、何か良い方法はないだろうか。

△ 「簡裁」「家裁」と似たような語感であるせいか、簡易裁判所と家庭裁判所の違いが分からない方が多いように思われる。1階の受付相談センターには、家庭裁判所に用のある方も多く来るのではないかと思うが、その割合はどの程度なのだろうか。また、その辺で何か工夫できないだろうか。

(事務局)

1階の受付相談センターで話を聞くと、そのうち概ね3割程度が家庭裁判所に用のある方だという印象である。

なお、その際は、できるだけ速やかに2階の家庭裁判所まで案内している。

△ 最近、比較的大きな病院では、検査室、外来受付、会計などの行き先が床に色分けで表示していて、その色を見ながら進むようになっているが、文字の案内と違って読み間違えることもなく、分かりやすいように感じた。このように色とか形で行き先が分かるような工夫をすることについて、裁判所の利用者に聞いてみたらどうだろうか。

なお、受付に配置する人員の問題はあろうが、もちろん職員が直接行き先まで案内するのも一つの方法ではある。

○ 最初に紛争解決の制度が作られ、その上でパンフレットなり案内が作られているのだと思うが、現実には最初にトラブルがあって、そのトラブルを解決するためにはどこに行くかということである。一般の市民は、裁判所や、弁護士、あるいは行政窓口にも、どんな紛争解決のための制度があるのかといったことをいちいち覚えていないので、困ったときにはどこに行けば良いのかという視点が必要ではないだろうか。そして、裁判所も困ったときの行き先の一つとして考えた方が良いと思われる。

◇ 紛争解決のため、一般の人がどこに行って、何をしたら良いのかが分からないという指摘はごもっともである。もちろん裁判所にも限界はあるが、個人的には、弁護士、法テラスや市役所などの関係機関と調整して、一元的に把握できるようなものがあればと思う。

△ 「法テラス」という組織があるが、これは全国各地に設置されている組織で、山口にも「法テラス山口」が設置されている。法テラスは、法的なトラブルが生じた際、その内容に応じて手続や相談窓口などを案内するものであり、電話での問い合わせも可能である。法テラスは中立的な組織として、個人的には利用勝手が良いと思うので、困ったときは法テラスにまず相談するというのは良い方法ではないだろうか。

(事務局)

簡易裁判所の窓口にも、法テラスのリーフレットを備え置いている。また、相談者が内容面での相談を希望されているときは、こちらから法テラスを紹介することも行っている。

◇ 裁判所と法テラスの広報の在り方について、何か意見があれば参考までにお聞きしたい。

△ 手続面の内容、例えば管轄や、費用、書式、手続の流れなどについては裁判所で対応し、相談の内容については法律相談を利用する、といったことは明らかにした方が良いのではないか。

◇ トラブルが生じたとき、まず初めにどこに行けば良いのかという点が問題であると思うので、法テラスで各種サービスの案内を受け、自分で申立てができそうだと思えば裁判所に相談に行き、自分では無理だと思えば弁護士などの専門家に相談に行く、などといった流れについて、分かりやすい広報を行う必要があると考えている。

△ どこに相談に行っても間違いではなかったと思われるように、各機関においては、本人が的確に判断するためのメニューを示すなどの対応を行う態勢が必要ではないか。そういう意味では、最近の裁判所は適切に対応されていると思われる。